

中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2019年2月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

2020年1月14日でWindows7の

サポートが終了します



◆サポートが終了するとどうなるの？

サポートが終了すると、仕様変更や新機能のリクエスト、無償サポートに加え、セキュリティの更新プログラムや、有償サポートなど、マイクロソフトが提供する重要な更新を含む、すべてのサポートが受けられなくなります。

◆今まで通り使用しても問題ない？

ウイルスなどの悪質なプログラムからパソコンを守る更新プログラムもマイクロソフトから提供されなくなることから、セキュリティ上、大変危険な状態になります。

◆買い替えの費用全額をその年の経費にできる？

10万円以上30万円未満の資産は本来、減価償却資産として資産に計上し、耐用年数に応じて減価償却していきますが、中小企業に限っては購入時に全額を経費とすることができます。

そのための主な要件は以下の通りです。

- ・ 決算日までにその商品が納品され使用を開始していなければなりません。
購入代金を既に払っていても、または請求書が決算日前の日付になっていても、決算日までに使用が開始されていない場合には、次期の経費となります。
- ・ 10万円以上30万円未満の少額減価償却資産の購入が複数ある場合、その合計額は300万円が限度額となります。

疑問に思ったことがありましたら、当事務所までお問い合わせください。

(西口 記)

